

## 安全保障貿易管理制度変更に係る懸念について

平成29年1月18日

日本私立大学団体連合会

私立大学は、それぞれの大学の建学の精神に基づくユニークな教育研究の実践と多様性をもって人類社会に貢献する人材育成と学術発展を推進しております。なかでも、教育研究のグローバル化への取り組みは、私立大学の多くが重要な課題として位置付け、各大学が独自に取り組んでおります。その一方で、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していること、それに伴い大学等が有する機微な技術の管理については一層の注意が必要であることの認識は私立大学でも共有するものであります。こうしたことに鑑み、日本私立大学団体連合会としては、**私立大学における安全保障輸出管理に関する基本的な考え方は国立大学協会発出の平成28年12月20日付文書「安全保障貿易管理に関する国立大学協会としての考え方」で示された内容と同一であり、その内容に賛同いたします。**各私立大学が取り組んできた国際化への対応を踏まえ、国立大学だけでなく、**わが国の高等教育の国際化の基本方針を明確に国内外に示し、阻害することがないように十分配慮することを求めます。**

以下は、私立大学としても国立大学協会としての安全保障貿易管理に関する考え方を共有するものであることを踏まえたうえで、今後検討される安全保障貿易管理制度変更において、留学生や外国人研究者を大学が受け入れるに当たって、当該留学生や外国人研究者が被りかねない不利益について例示したものです。今後検討される制度変更は、ここに例示する事項の他にも広く影響が及ぶと考えられ、制度変更検討にあわせて十分な配慮が必要と考えます。

**(1) 留学生や外国人研究者受入に関する輸出管理審査の厳格化と負担増**

現状、大学では留学生や外国人研究者の受入に伴い、輸出管理懸念（研究分野、希望研究計画、経歴等から判断）の確認を実施していますが、非居住者期間が延長されることに伴い、非居住者への機微技術を提供する機会が増加することが予想されます。現行より学内輸出管理、経済産業省許可申請手続き等の業務が増大することが見込まれます。

大学の技術情報（流出防止）管理に関する運用は、『**誰が誰に何をどこまでどうすればよいのかが明確でない**』ため、**大学によってはリスクを避けるため過剰に安全サイドで運用する、場合によっては一部の海外国・地域・特定機関との交流に対して過度に萎縮してしまうということがすでに現状でも見られており、さらにその傾向が強まる懸念**を強く抱きます。

**(2) 外国人による日本の大学での研究活動への支障と大学の国際競争力低下の懸念**

非居住者である期間が延長され、機微技術の提供が現状よりも規制が強化されることにより、希望する研究計画が達成できなくなる恐れから研究活動に不安を抱く留学生や外国人研究者が増えることが懸念されます。研究が継続できない場合は、意図した研究を断念し、**日本の大学に留学、あるいは研究活動に従事することへの躊躇が広がる**ことが予見されます。機微技術提供の規制強化に対して、包括的な許可例外の範囲を拡大する柔軟化対応を行うことにより研究活動を支援することが必要です。国内の技術取引規制強化が大学におけるグローバル人材の育成推進、特に外国人留学生等の受入れにおいて安全保障輸出管理における過度なブレーキをかけることがないように、配慮をお願いいたします。万一厳しい技術取引規制が実施されると**他国と比較してハンディとなり優秀な外国人留学生の獲得に影響を与える恐れ**があります。

### (3) 留学生や外国人研究者の生活への影響

留学生や外国人研究者が我が国で生活するにあたって必要な銀行口座開設や国民健康保険、アルバイト等の給与に係る税金の扱い等において不利益が生ずることを懸念します。現状でも非居住者である留学生や外国人研究者の銀行口座開設は非常に困難です。法制度上では非居住者と居住者の扱いを区別するものはないというのが所管省庁の公式回答となっておりますが、現実には各金融機関の自主運用で非居住者には居住者用銀行口座の開設を行っておらず、海外送金の授受ができないなどの不便が強いられているのが現状です。

今後の制度変更において、外国人が入国後に居住者となる期間の延長を伴う場合、そうした制度変更が仮に法制度上では安全保障貿易管理の技術取引に限定されたものであったとしても、自治体や金融機関、企業等の過剰な委縮を誘引し、法令で定められた範囲を超えて運用することを強く懸念します。

以上より、全般的には、本制度改正が趣旨としても、また法的にも海外からの留学生や外国人研究者受入れを伴う国際化を妨げるものではないという前提であったとしても、各自治体や金融機関等、また大学自身もしかり、現在でもリスクを避ける安全サイドを取る運用を行っており、その傾向がますます強まることが非常に強く懸念されます。その結果として、留学生や外国人研究者が日本の大学で研究活動に従事することへのマイナスのイメージが広がり、直接的には意図せずとも、本制度変更が間接的にわが国の大学の国際化に悪影響を及ぼすことは不可避であると言わざるを得ません。制度変更の検討に当たっては、直接的な影響だけでなく、間接的な影響がどの程度及ぶのかについて入念かつ十分に丁寧な検証が必要であると考えます。同様に、技術取引規制強化が外国人留学生等にとって世界主要国の規制内容と比較して同等水準程度の規制内容であるか精査を行い確認するよう配慮をお願いいたします。大学が国際的な高等研究教育機関としての使命を果たせるよう、外国人による日本の大学での研究活動に影響を与えないよう配慮を求めます。

そうしたことを踏まえたうえで、制度変更を行うに当たっても、大学に過重な負担がかからないよう、「公知」や「基礎科学分野の研究活動」について、定義と解釈の現実に沿った柔軟化とわかりやすい基準設定を行うとともに、安全保障貿易管理（特に提供技術管理）について「誰が誰に何をどこまでどうするのか」を大学が簡便に理解し、判断に迷って過度にリスクを回避しようとすることがないよう明確にすることを要望します。私立大学は国立大学と比較して自主管理体制（輸出管理担当部署の設置状況、輸出管理内部規定の策定状況）の整備率が低いとのデータがありますが、例えば、外国人留学生等への技術提供に関して、機微技術の流出などの懸念事項を確認し法令に従い許可申請手続きが必要であるかを相談する仕組みを構築する等、各大学が事情に対応した体制整備ができるようきめ細かい支援を要望します。

以上